

電子契約の導入に関する 事業者向け説明会

2023年1月30日（月）

2023年1月31日（火）

浜松市財務部調達課

電子契約の対象となる契約

2023年2月以降に発注する案件（契約担当課：調達課）

建設工事

- ▶ 予定価格250万円超 3億円未満の工事

建設工事関連業務委託

- ▶ 全ての業務

物品購入等

- ▶ 予定価格30万円超 4,000万円未満の物品購入等

※受注者が紙での契約または電子契約を選択できます。

※対象となる案件は、発注時に個別にご案内いたします。

※対象範囲は順次拡大していく予定です。

※業務委託・賃貸借契約については令和6年度以降の導入を予定しています。

紙を用いた契約との相違点

「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要となります。

同意事項

- ▶ 電子契約を利用して契約すること

記載する内容

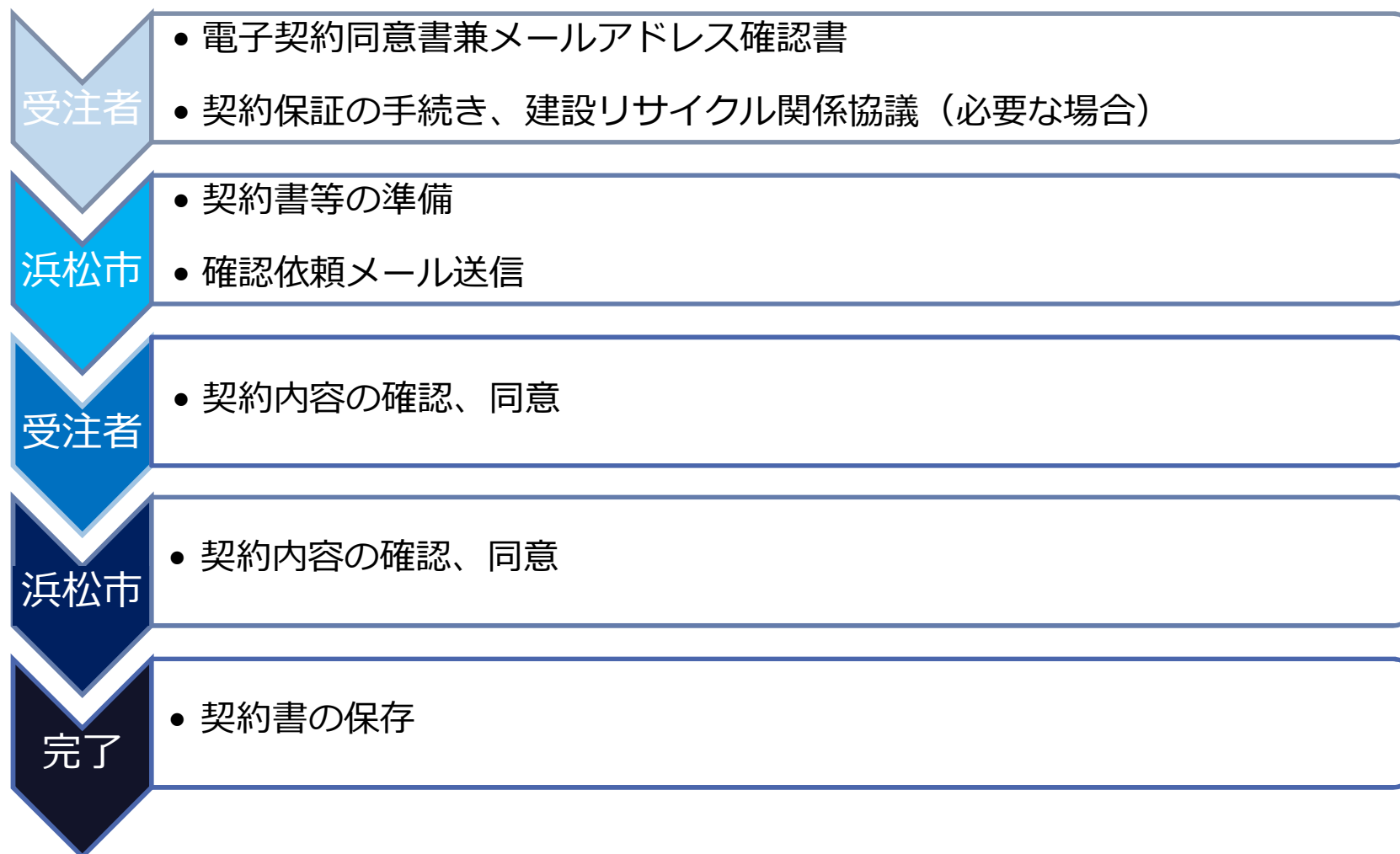
- ▶ 代表者の氏名、メールアドレス
- ※ 委任先の登録がある場合、委任先の代表者
- ▶ 契約担当者の氏名、メールアドレス（必要な場合）

提出

- ▶ 落札決定の通知後、電子契約を希望する場合、メールにて提出
- ※ 市契約規則上、落札決定から契約締結日は7日以内となっているため電子契約を希望する場合は、速やかに提出してください。

電子契約までの流れ

落札決定の通知後…



電子保証の対応開始

1. 電子保証とは

建設工事請負契約に必要な、契約保証及び前払金保証の証書について、インターネット上で申込、閲覧できるようにしたものです。

2. 対象となる保証証書

保証の種類

- 契約保証
- 前払金保証（中間前払金）

証書の種類

- 契約保証証書

保証事業会社

- 東日本建設業保証（株）
- 西日本建設業保証（株）
- 北海道建設業信用保証（株）

3. 電子保証の仕組み

